

第9次三重県交通安全計画の作成について

1. 県内の交通情勢

三重県では、平成19年から3年連続して「第8次三重県交通安全計画」で掲げた交通事故死者数の抑止目標（130人以下）を達成しましたが、平成22年は交通死亡事故が多発し、死者数が135人となるなど、厳しい交通情勢にあります。

2. 第9次三重県交通安全計画の作成

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、法律によりその作成が義務付けられています。【交通安全対策基本法第25条第1項】

第8次三重県交通安全計画の計画期間が平成22年度末で終了することから、現在、国の「第9次交通安全基本計画（計画期間：平成23～27年度）」の作成状況を勘案しつつ、「第9次三重県交通安全計画」の作成作業を進めています。

(1) 計画期間 平成23年度～平成27年度

(2) 骨子（素案段階）

道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
◆理念：道路交通事故のない社会を目指して	◆理念：鉄道事故のない社会を目指して	◆理念：踏切事故のない社会を目指して
◆対策：	◆対策：	◆対策：
<視点>	<視点>	<視点>
①高齢者及び子どもの安全確保	①個別事故の問題の解決	それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進
②歩行者及び自転車の安全確保	②過去に起きた事故等の教訓の活用	<施策>
③生活道路及び幹線道路における安全確保	<施策>	①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
<施策>	①鉄道交通環境の整備	②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
①道路交通環境の整備	②鉄道交通の安全に関する知識の普及	③踏切道の統廃合の促進
②交通安全思想の普及徹底	③鉄道の安全な運行の確保	④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
③安全運転の確保	④鉄道車両の安全性の確保	
④車両の安全性の確保	⑤救助・救急活動の充実	
⑤道路交通秩序の維持	⑥被害者支援の推進	
⑥救助・救急活動の充実	⑦鉄道事故等の原因究明と再発防止	
⑦損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	⑧研究開発及び調査研究の充実	
⑧研究開発及び調査研究の充実		

3. 市町における交通安全計画の作成

市町村交通安全計画は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。）がその区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、交通安全対策基本法によりその作成が義務付けられています。【交通安全対策基本法第19条及び第26条第1項】

4. 第9次三重県交通安全計画の作成スケジュール（予定）

平成22年12月～23年1月	素案について、市町・関係団体への意見照会
平成23年2月	中間案の作成
平成23年3月	中間案を三重県議会に報告 中間案を市町へ送付
平成23年3月～4月	中間案について一般意見募集（パブリック・コメント）
平成23年5月	最終案の作成
平成23年6月	最終案を三重県議会に報告 三重県交通安全対策会議において決定

三重県の交通事故発生状況について(平成22年中確定数)

平成23年2月10日
交通安全・消費生活室

三重県内の全事故状況

区分	H22.12末	H21.12末	増減数	増減率
人身事故	11,275	11,372	▼ 97	▼ 0.9 %
死亡事故	125	109	16	14.7 %
死者	135	112	23	20.5 %
負傷者	14,878	15,126	▼ 248	▼ 1.6 %
物損事故	51,730	49,027	2,703	5.5 %
総事故件数	63,005	60,399	2,606	4.3 %

	H22.12中	H21.12中	増減数	増減率
人身事故	1,025	1,065	▼ 40	▼ 3.8 %
死亡事故	15	17	▼ 2	▼ 11.8 %
死者	16	17	▼ 1	▼ 5.9 %
負傷者	1,303	1,352	▼ 49	▼ 3.6 %
物損事故	4,928	4,746	182	3.8 %
総事故件数	5,953	5,811	142	2.4 %

全国・東海・北陸内の死者数

県名	12月末		増減率	死者総数	10万人当りワースト	
	前年比	増減数			12月末	前月
全国	4,863	▼ 51	▼ 1.0 %	—	12月末	前月
富山	58	▼ 1	▼ 1.7 %	34位	20位	17位
石川	64	10	18.5 %	31位	15位	10位
福井	42	▼ 12	▼ 22.2 %	45位	21位	33位
岐阜	133	8	6.4 %	14位	9位	9位
愛知	197	▼ 30	▼ 13.2 %	6位	44位	44位
三重	135	23	20.5 %	13位	2位	1位

注)「ワースト」は、人口10万人当たりの死者数ワースト順位、「死者総数」は死者総数の全国ワースト順位をいう。(12月末現在)

市 町 別

区分	22年中	
	22年	21年
津市	17	0
四日市市	15	2
伊勢市	9	4
松阪市	21	8
桑名市	4	▼ 4
鈴鹿市	8	▼ 6
名張市	3	▼ 2
尾鷲市	2	1
亀山市	9	3
鳥羽市	1	0
熊野市	1	1
いなべ市	5	5
志摩市	4	▼ 2
伊賀市	9	3
木曾岬町	0	0
東員町	0	0
菰野町	1	▼ 1
朝日町	0	0
川越町	3	3
多気町	0	0
明和町	2	2
大台町	1	▼ 1
玉城町	2	2
度会町	1	1
大紀町	0	0
南伊勢町	2	0
紀北町	0	▼ 4
御浜町	1	0
紀宝町	0	0
計	121	15

注) 高速道路を除く。

注) 各表中の▼は減少を示す。

三重県の月別死者数

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H22	12	14	9	5	4	10	9	8	11	16	21	16	135
H21	14	6	7	9	12	3	3	11	10	8	12	17	112
H20	11	4	8	3	5	7	8	15	10	16	8	15	110

死亡事故の特徴

◆ 平成22年中の死亡事故

○ 死者 ~125件135人(前年対比+16件、+23人)

- ・ 高齢死者の構成率が高い…71人(前年対比+6人、構成率52.6%)
うち、自動車乗車中31人(前年対比+13人)、歩行中25人(前年対比-7人)
- ・ 高齢運転者(原付以上の第1当事者)による事故は、30件(前年対比+7件)
 - ・ 屋間の事故が多い…25件(前年対比+9件、構成率83.3%)
 - ・ 非市街地での事故が多い…24件(前年対比+8件、構成率80.0%)
 - ・ 車種別では軽四貨物車が多い…13件(前年対比+3件、構成率43.3%)
- ・ 若年運転者(原付以上の第1当事者16歳~24歳)による事故は7件(前年対比-9件)

H22.12末(高齢死者)
〈全国構成率50.4%〉

○ 悪質・危険違反

原付以上の第1当事者事故は120件

- ・ 酒酔い、最高速度違反などの悪質・危険違反は32件(前年対比+4件)
- ・ 飲酒運転による死亡事故は6件(前年対比-1件、構成率5.0%)

H22.12末(飲酒事故)
〈全国構成率6.6%〉

○ 交通弱者 ~ 死者135人中53人(39.3%)前年対比+1人

- ・ 自転車乗用中の死者は16人(11.9%)前年対比+3人
- ・ 歩行者 … 37人(27.4%)前年対比-2人

○ 事故類型別

- ・ 人对車両の事故 … 37件(29.6%)、横断中が28件(75.7%) → 前年同期 38件(34.9%)
- ・ 車両相互の事故 … 63件(50.4%)、正面衝突16件・追突10件・出会い頭26件 → 48件(44.0%)
- ・ 車両単独事故 … 24件(19.2%) → 23件(21.1%)

○ シートベルトの着用状況

- ・ 非着用死者が多い … 四輪乗車中の死者65人中34人(52.3%) → 44人中31人(70.5%)

○ 道路形状別

- ・ 交差点の事故が55件で44.0% → 57件(52.3%)

○ 昼夜別

- ・ 屋間の事故が67件で53.6%、夜間の事故が58件で46.4% → 昼間53件(48.6%)、夜間56件(51.4%)

国・自治体の交通安全対策推進体制



交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号） 【抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（国の責務）

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第十九条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長、次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては、関係行政機関）及び関係地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。